

パブリック・コメント制度の概要

1 パブリック・コメント制度とは

福島市が、基本的な施策等に関する条例や計画等を策定する際に、市民の皆様にご意見をいただくことにより、その内容を案として公表し、その案についていただいたご意見を十分考慮した上で最終的な意思決定をし、いただいた意見とそれに対する市の考え方を公表する一連の手続きをいう。

2 目 的

市民生活に密接に関連する市の重要な施策について、市民等と情報を共有しながら多様な意見や専門的知識等を広く求め、市の政策形成過程に反映させ、もって行政運営の公正性と透明性の向上及び協働のまちづくりの推進を図ることを目的とする。

3 対 象

- (1) 市の施策に関する基本方針や基本的な事項を定める計画の策定又は変更
- (2) 市民生活に密接に関連する重要な施策や手続を定める条例の制定又は改廃
- (3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃

4 制度の実施機関

市議会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会を除く市のすべての機関

5 意見を提出できるもの

広義の市民等（在住、在勤、在学、在事務所、その他パブリック・コメント制度に係る事案に利害関係を有する者）

6 意見提出期間

公表から原則として1ヶ月以上

7 提出の方法

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (2) 電子メール（市ホームページの意見フォームを利用）
- (3) 郵便
- (4) ファクシミリ
- (5) その他実施機関が定める方法

パブリック・コメント制度の手続の手順

施策等に関する条例及び計画等について案を作成



案及び案の理解に資するための関係資料等を市民に公表、意見を募集

【公表資料】

- ・ 計画等の素案
- ・ 策定の考え方
- ・ 計画等の策定のポイントまたは概要版
- ・ 参考となる資料

【公表方法】

- ・ 市民情報室等における閲覧
- ・ 市ホームページへの掲載

【周知方法】

- ・ 市民情報室等での掲示
- ・ 市ホームページへの掲載
- ・ ソーシャルメディアによる情報発信
- ・ 報道機関への発表
- ・ 広報紙への掲載
- ・ 印刷物の配布
- ・ 説明会の開催
- ・ その他実施機関が必要と認める方法



市民等が意見を提出

【提出方法】

- ・ 書面の提出
- ・ 電子メール（メールフォーム）
- ・ 郵便
- ・ ファクシミリ
- ・ その他実施機関が定める方法



反映できる意見については、その意見に基づいて案を修正



反映できない意見については、その理由やその意見に対する市の考え方を取りまとめ



パブリックコメントの結果の公表

【公表資料】

- ・ 提出された意見概要と市の考え方（修正内容と理由）